

会員各位, 12月にお伺いした事業所様
(アンケートに協力ください)

令和5年1月1日
西尾労働基準協会

会報2023新年号目次のご案内とアンケートのお願い

あけましておめでとうございます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。今年もよろしく申し上げます。

[西尾労働基準協会ホームページ](#)

1月1日(日)掲載



「お知らせ」

- ◇ 【参加依頼】全国労働安全衛生大会名古屋 全会員へのお願い
- ◇ 【受付開始】雇入時(新入者)安全衛生教育 2023年3月29日(金)
- ◇ 【申請受付中】2022無災害と優良従業員表彰 受付締切2月24日
- ◇ 【アンケート協力依頼】化学物質管理者講習会受講ニーズ その詳細 [☞下記へ](#)
- ◇ 【セミナー】「ひとつ上の安全衛生管理」2023年1月26日(木)
- ◇ 【追加開講】安全管理者選任時研修 西尾会場 2023年3月3日(金)

「会報」

- ◇ 令和5年 新春のご挨拶 会長 監督署西尾支署長
愛知労働局 局長 労働基準部長 雇用環境・均等部長
- ◇ 2023新規会員のご紹介
- ◇ 監督署の窓 特定最低賃金の改定について
- ◇ 労働災害防止 発生状況 11月 愛知県と西尾市
西尾管内 11月度災害分析
過去初めて2年連続で死亡災害ゼロ達成見込みです 12月28日時点

「講習・セミナー」

- ◇ 2023年3月講習会開講のご案内 西尾 西三河 愛知労働基準協会
- ◇ セミナー/シンポジウム 西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

化学物質管理者講習会ニーズアンケート

目的 多くの申し込みが予想されますので、予めアンケートで西尾開催の頻度・定員・会場を決め希望者全員が法規制前に受講頂けるようにします。
*前回の特化物と同様に得意先の発注条件となる見方もあり(あくまで推測です)
回答希望日2023年1月27日(金) 西尾講習受付開始は7月予定

内容 質問1 貴社は 化学物質を
製造 使用 発生 *にし点ください *量は関係なし

質問2 希望コースと受講希望人数 *詳細は協会HPお知らせで確認ください
製造は 2日コース ⇒ 受講希望人数 名
使用と発生は 1日コース ⇒ 受講希望人数 名

会社名

ご協力ありがとうございました 協会までFAX願います FAX 0563-56-0244

新春のご挨拶



西尾労働基準協会
会長 二宮英樹

新年あけましておめでとうございます。年頭にあたり、謹んでお慶び申し上げます。会員の皆様におかれましては、旧年中は当協会の事業運営にあたり、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと年当初には、まったく予想もしていなかったロシアによるウクライナへの侵攻が起きました。戦争の犠牲となられたウクライナの方々に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、祖国を追われ、避難を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げます。この戦争を発端にエネルギーが逼迫し、世界中で物価が高騰する事態となっております。日本では円安も加わり生活必需品や電気、ガスなどの価格上昇により家計や企業の収益を直撃しております。

一方コロナ禍の状況は、三年目となり欧米では日常を取り戻しマスク無しでのスポーツ観戦や大人数でのイベントなどがテレビ等で見かけるようになりました。日本でも少しずつ以前の生活に近づけるべく、厚生労働省から「屋外では季節を問わずマスクの着用は原則不要。」といった指針が出される様になりました。

そうした変化により協会の行事につきましても、一昨年までの様に講習会や研修会が中止となることも減って概ね当初計画通りの活動を行うことができました。愛知労働局の「危なさと向き合おうイン愛知」に沿った中核活動、「第5回危険源相互確認会」を開催し、会員各社のRAに対する理解が深まり、浸透させることができました。現在は、製造業を中心に行っているこの活動を全業種へ展開していきたいと考えております。西尾管内の労働災害発生状況は昨年と比較すると増加傾向にあり148件（1～10）発生しております。その中には、死亡災害1件ありましたが、県発注の建設工事で市外の工事業者の方が被災されております。これを除くと重大災害は減少傾向ですが、動力巻き込まれの災害は横ばいの状況です。業種で見ると自動車関係の製造業では減少し、その他業種で増加傾向となっております。こうした状況を鑑み、来期以降、製造業中心にRAの展開組織ができましたので、先行する会員が全業種への展開サポートする活動と「動力巻き込まれ」を重点にRAとその管理について活動を行う予定にしております。

西尾管内で働くすべての方が安心健康に働ける環境づくりを支援する為に、岡崎労働基準監督署西尾支署と共に各種研修会、講演会等の事業を行って参ります。西尾地区には、非会員の事業所がまだまだ多くあります。仲間を増やし、「安全、安心に働ける西尾」を築いていく為に会員の皆様の一層のご協力をお願い致します。最後に会員会社様の益々のご発展、ご繁栄を祈念して新年のご挨拶とさせていただきます。

新春のご挨拶



岡崎労働基準監督署
西尾支署長 杉本渉

新年明けましておめでとうございます。

謹んで新年のお慶びを申し上げます。また、旧年中は、労働基準行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束したとはいえない状態が続いており、経済活動、雇用環境などに大きな影響が続いた年でありました。そして新年を迎えました現在も感染拡大の影響が続き、世界的な半導体不足、原油や原材料の価格の高騰等の要因も踏まえ、今後の経済情勢も予測困難な状況にあります。このような厳しい状況の中ではありますが、労働基準行政としましては、コロナ禍におきましても、改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、中小企業を中心とする改正基準法等の周知及び支援、管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止等につきまして感染防止に万全を期しつつ、引き続き推進してまいりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

また、本年は第14次労働災害防止計画の初年度となります。西尾支署管内における第13次労働災害防止計画期間の最終年である令和4年の10月末現在の労働災害発生状況は、148件（うち、新型コロナウイルス感染症にかかる事案については16件）と計画の目標である平成29年の161件に比べ10%以上減少させることが達成できない状況となっています。業種別では主に第三次産業といわれる業種において増加しており、中でも新型コロナウイルス感染症の関係で保健衛生業が大きく増加しています。

また、高齢労働者や外国人労働者の災害も大きな割合を占めており、転倒災害もあらゆる業種で多発しています。第14次労働災害防止計画の目標は今後示されることとなりますが、これらの状況を踏まえ、今後も引き続き職場における新型コロナウイルス感染防止対策の促進を図ると共に、労働災害の減少に向けてリスクアセスメントを踏まえた論理的な安全衛生管理を推進し、効果的かつ重点的な対策を講じてまいります。

労働者の健康確保につきましては、引き続きメンタルヘルス対策の徹底が重点課題となります。メンタル不調者を出さない、安心・快適な職場環境づくりは企業の規模を問わず緊急の課題となっています。ストレスチェックの実施は労働者にメンタル不調の気付きを促し、集団分析による職場環境改善の取り組みに有効であることから、更なる推進を図ってまいります。

愛知県最低賃金につきましては、昨年10月1日より過去最大の上げ幅である31円アップの時間額986円となっています。賃金の引上げについては、業務改善助成金などを活用して、業務改善や生産性向上による賃金引き上げを支援してまいります。

労災補償制度につきましては、被災労働者に対する迅速かつ公正な保険給付のため、本年におきましても一層迅速な処理に努めてまいります。

最後になりますが、本年も安心・安全・健康に働ける職場づくりのための対策を推進してまいりますので、皆様方のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会並びに会員事業場の皆様の益々のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

新春の御挨拶



愛知労働局長 代田 雅彦

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。令和5年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の日頃からの御理解と御協力に改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、有効求人倍率（季節調整値）は、令和2年9月に1.02倍まで低下しましたが、令和3年1月以降、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業で生産活動の回復の動きがあるといったことを基本的な背景として、求人については業種による差異はあるものの、持ち直しの動きが広がりつつあり、雇用情勢は改善の基調を維持しています。令和4年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1.44倍となっております。

一方で、基幹産業である自動車関係製造をはじめ、様々な産業において、半導体を始めとする部品の供給制約、原材料価格の高騰、物価上昇、円安等、さらには、新型コロナウイルス感染症が様々な面で影響を及ぼし得ることから、これらの状況について、引き続き注意する必要があると認識しています。

当局といたしましては、働き方改革関連法の遵守・定着に向けて、時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の確実な取得義務、労働時間の状況把握義務及び同一労働同一賃金等の遵守状況を確認し、関係法令の丁寧な説明に努め、改善に資する情報を提供する等、必要な指導と支援を引き続き行ってまいります。また、時間外労働上限規制の適用猶予業種等である建設業、自動車運転業務及び医師については、令和6年4月からの適用まで残り1年と僅かの期間となっておりますので、改めて業界団体や所管官庁と連携し、労働時間に関する法制度の周知と理解に向けた説明会の開催や支援班による個別訪問等による支援を徹底してまいります。

労働災害防止対策については、「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下でリスクアセスメントの正しい理解を進めてまいりましたが、これを発展させ、生産性や品質の向上と安全性の向上を一体的に図る「安全経営あいち」の推進に取り組むとともに、「労働者の心身の健康確保のための総合的な対策」の周知を図り、安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向け各施策を推進してまいります。

労災補償業務については、効率的な調査を行い、法令、認定基準等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。

さらに、多様な人材が活躍できるよう、女性活躍、育児・介護と仕事の両立、各種ハラスメント防止対策を引き続き推進してまいります。とりわけ昨年7月8日より施行されている「男女の賃金の差異」公表が確実に行われるよう周知してまいります。障害者雇用対策については、障害者雇用率を令和5年度までに法定雇用率の水準まで引き上げていくことを目標としており、これまで以上に企業支援に力を入れて行くことが重要と考えています。

高年齢者雇用対策については、令和3年4月より高年齢者雇用安定法が改正され、従前の65歳までの雇用確保措置の義務化に加え、70歳までの就業確保措置が努力義務とされました。企業の皆様に、改正法について広く周知するとともに高年齢者雇用に係る事例提供に努めてまいります。

併せて、「人への投資」の抜本的強化と産業構造の変化に伴うデジタル人材の需要の高まり、人材不足の状況に対して、離職者のITスキル向上促進のための公的職業訓練の実施と併せて現に企業に在職する労働者の方を対象とした生産性向上支援訓練を積極的に展開するなど、デジタル人材育成、労働生産性の向上に資する取組にも注力してまいります。

本年も多様な課題に適切に対応していく所存ですので、皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶といたします。

新春の御挨拶



愛知労働局労働基準部長 伊勢 久忠

新年あけましておめでとうございます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の労働基準行政の運営に格別のご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、愛知県内における新型コロナウイルスの新規陽性者数は昨年10月中旬から増加傾向となり、依然として高い水準となっています。また、寒さが増してインフルエンザが流行する時期となりましたが、今後、新型コロナウイルスとの同時流行が懸念されるところです。引き続き、職場や家庭での基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

労働基準行政としましては、誰もが働きやすい職場を実現するために、コロナ禍において長時間労働を余儀なくされている企業に対しては、長時間労働の是正に向けて監督指導を徹底し、過重労働による健康障害防止を指導するとともに、生産性を高めながら労働時間短縮に取り組む企業の相談対応やきめ細かな支援を推進してまいります。

労働災害防止対策につきましては、「危なさ向きあおう」のキャッチフレーズの下、リスクアセスメントを基軸とした、安全衛生管理の推進・定着に向け取り組んできたところです。生産性等の向上を図る取り組みにおいて行われる、現場の作業実態の把握は、リスクアセスメントのプロセスと一体的に行うことが可能ですので、安全管理を経営課題ととらえ、安全衛生管理を事業運営と一体として行う「安全経営あいち」を提唱し、広く周知を図ることにより、自律的な安全衛生管理の定着の機運を図り、安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向け取り組んでまいります。

労働者の健康確保対策につきましては、化学物質、石綿、一人親方に対する労働安全衛生法令の一定の措置の義務付けなど、これから法施行される項目の内容について広く周知を図ってまいります。また、すべての労働者が心身ともに健康で働くことができるよう、事業者に対しては、健康診断の事後措置などが効果的に実施できるようにするための措置について周知、支援を行います。

愛知県最低賃金は過去最高の 31 円の引上げにより、昨年 10 月 1 日より時間 額 986 円となりました。政府においては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に向けてより一層の取組を行うこととし、新たに、「原材料高騰により利益が減少した事業者」を、業務改善助成金「通常コース」の特例対象とするとともに、同助成金「特例コース」の対象にも追加したところです。各種支援策及び相談窓口としての働き方改革推進支援センターについても周知を図りつつ、最低賃金の履行確保を図ってまいります。

労災補償業務については、効率的な調査と法令、認定基準等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、労働基準行政の最重点課題の一つでありますので、請求に対する迅速・適正な給付のみならず、引き続き労働局や監督署に寄せられる相談に対する懇切丁寧な対応とクラスター発生時等の請求勧奨を確実に行ってまいります。

結びに、貴協会並びに会員事業場の皆様の一層のご理解とご支援をお願いいたしますとともに、本年が皆様にとってより良い年になることを衷心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新春のご挨拶



愛知労働局雇用環境・均等部長 吉永佳代

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会並びに会員事業場の皆様には、旧年中、愛知労働局の行政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繰り返され、未だ予断を許さない状況でございますので、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口での各種相談対応、小学校が休業等した場合に子を持つ従業員への支援である小学校休業等対応助成金の支給など、新型コロナウイルス感染症の影響による対策については、引き続き、しっかりと対応してまいります。

その上で、本年も様々な課題に的確に取り組んでまいります。

中長期的にみますと、日本は少子高齢化により、生産年齢人口が減少してまいりますので、企業が持続的に成長・発展していくためには、多様な人材を活用することや生産性を向上させることが必要であり、働き方改革を進め、労働力不足に対応していくことが必要となります。

このため、雇用環境・均等行政としましては、労働時間の短縮等に円滑に取り組んでいただけるよう、働き方改革推進支援センター等とも連携し、皆様に寄り添った、きめ細かな支援に努めてまいります。生産性の向上については、労働時間の短縮や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業を支援する働き方改革支援助成金や、ガイドラインに沿った良質なテレワークを導入し実施することで、人材確保や雇用管理等の効果を上げる中小企業を支援する人材確保等支援助成金のテレワークコースについても適切な支給に努めてまいります。

また、中小企業等にも適用され、間もなく2年が経過するパートタイム・有期雇用労働法の「同一労働同一賃金ガイドライン」の考え方について、さらにご理解いただけるよう取り組んでまいります。

昨年、男性の育児休業取得が促進されるよう段階的に育児・介護休業法が改正されましたが、本年4月からは労働者1,000人超の事業主を対象として育児休業等の取得状況の公表がスタートします。この公表はもとより、「産後パパ育休」などの取得により男性の育児休業取得が進むとともに、企業内で育児休業が取得しやすい環境整備が図られるよう、引き続き、改正内容を周知してまいります。

女性の活躍促進については、昨年7月8日に女性活躍推進法の省令改正により、労働者が301人以上の事業主は、「男女の賃金の差異」を公表することとなりました。公表は、改正日後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表することとなっております。年度末に事業年度が終了する企業も多いかと思しますので、ご対応をお願いいたします。

そのほか、当局の総合労働相談コーナーに寄せられる相談の約4分の1は、パワーハラスメントを含むいじめ、いやがらせとなっています。昨年からは、中小企業でもパワーハラスメントの防止措置を講じていただくことが義務となりました。職場におけるハラスメント撲滅に向け、防止措置を確実に講じていただけるよう、パワーハラスメントのみならず、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策を総合的に推進してまいります。

このように本年も取り組むべき課題がいろいろございますが、貴協会のお力添えをいただきながら、支援や周知を着実に行ってまいりたいと存じます。

本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

2023年新会員のご紹介

株式会社イノアックコーポレーション吉良事業所

愛知県西尾市吉良町岡山八幡山18番地

三洲電線 株式会社

愛知県西尾市寺津町二丁7-1

株式会社 鈴木研磨

愛知県西尾市羽塚町坊山63-2

株式会社 セキソー

愛知県西尾市志籠谷町欠下45-1

株式会社フジイデンキ

愛知県西尾市一色町野田小島口64番地

株式会社マエショウ

愛知県西尾市吉良町宮迫檜木31-187

矢作産業 株式会社

愛知県西尾市下羽角町六反55-1

有限会社 結富産業

愛知県西尾市羽塚町寅山58



西尾労働基準協会へのご入会

ありがとうございます

<令和4年12月16日から愛知県特定最低賃金が改定されました>

【最低賃金について】

最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に定められた「特定最低賃金」の2種類があります。

「地域別最低賃金」とは、産業や職種による制限はなく、正社員・契約社員・派遣社員・臨時・嘱託・パート・アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく、働く全ての労働者に適用されます。愛知県における「地域別最低賃金」は令和4年10月1日から986円に改定されました。

一方、「特定最低賃金」は特定の産業について設定されている最低賃金です。基幹的労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について設定されます。

愛知県で定められている特定最低賃金の一部が令和4年12月16日に改定されました。改定された特定最低賃金の業種、時間額は以下のとおりとなります。

愛知県最低賃金	時間額 (円)
令和4年10月1日から	986

特定最低賃金	時間額 (円)
令和4年12月16日から	
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く。)	1,018
輸送用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業を含む。船舶製造・修理業、船用機関製造業及び自転車・同部分品製造業を除く。)	997

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

原材料費の高騰などで利益が減少した事業者等に、助成対象経費が拡大される特例を適用するなどの拡充を行いました。ぜひご利用下さい。

「業務改善助成金コールセンター」 0120-366-440
(受付時間 平日8:30~17:15)

- 業務改善助成金制度の利用のご相談（無料）は、愛知勤労力改革推進支援センター（令和4年度） 電話0120-006-802
- 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）へ 電話052-857-0313

厚生労働省 愛知労働局 労働基準監督署 ハローワーク 愛知県

今回改正されなかった以下の特定最低賃金の取扱いについて

「染色整理業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」、

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「各種商品小売業」、「自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」は、令和4年10月1日から愛知県最低賃金（986円）が適用されます。

【最低賃金額以上かどうかを確認する方法】

(1) 比較方法

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかを確認するには、以下の方法で比較します。

時間給の場合

時間給 最低賃金額

日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には1週間における1日平均所定労働時間数） 最低賃金額

月給の場合

月給 ÷ 1か月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には1年間における1か月平均所定労働時間数） 最低賃金額

出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した1時間当たりの金額 最低賃金額

上記、の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当が月給制等の場合は、それぞれ、の式により時間額に換算し、それらを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

(2) 算入しない賃金

最低賃金の比較にあたって、次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

【事例1 月給制の場合の換算方法】

愛知県の輸送用機械器具製造業で働く労働者Aさんは、基本給が月180,000円、職務手当が月25,000円、通勤手当が月8,000円支給されています。なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数が250日、1日の所定労働時間が7時間30分です。

最低賃金の換算に対し、算入する賃金は基本給と職務手当となります。通勤手当は算入しないので、

基本給180,000円 + 職務手当25,000円 = 205,000円

この金額を時間額に換算すると、

$205,000 \text{円} \div 1 \text{か月平均所定労働時間} (250 \text{日} \times 7.5 \text{時間} / 12 \text{か月}) = 1,312 \text{円} \ 997 \text{円}$ (愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金)であり、特定最低賃金額以上となっています。

【事例2 日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法】

愛知県の製鉄業で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で1日あたり12,000円、各種手当が月給制で、職務手当が月30,000円、通勤手当が月8,000円支給されています。

なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数が250日、1日の所定労働時間が8時間です。

最低賃金の換算に際し、月給制の賃金は職務手当と通勤手当となります。通勤手当は算入しないので、職務手当を時間額に換算すると、

$30,000 \text{円} \div 1 \text{か月平均所定労働時間} (250 \text{日} \times 8 \text{時間} / 12 \text{か月}) = 180 \text{円}$

日給制の賃金は基本給のみでこれを時間額に換算すると、

$12,000 \text{円} \div 8 \text{時間} / \text{日} = 1,500 \text{円}$

上記とを合計すると、

$180 \text{円} + 1,500 \text{円} = 1,680 \text{円} \ 1,018 \text{円}$ (愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金)であり、特定最低賃金額以上となっています。

【事例3 歩合給制の場合の換算方法】

愛知県のタクシー会社で働く労働者Cさんは、ある月の総支給額が143,650円であり、そのうち、歩合給が136,000円、時間外割増賃金が5,100円、深夜割増賃金が2,550円となっていました。なお、Cさんの会社における1か月の平均所定労働時間は月170時間、1か月の総労働時間は200時間、時間外労働は30時間、深夜労働が15時間でした。

Cさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない時間外割増賃金、深夜割増賃金を除くと、歩合給(136,000円)のみとなります。

最低賃金の換算に際し、歩合給の場合はその賃金を月間総労働時間数で除して時間当たりの金額を算出し、最低賃金額と比較することから、

$136,000 \text{円} \div 200 \text{時間} = 680 \text{円} < 986 \text{円}$ となり、愛知県最低賃金額未満となります。

最低賃金額以上かどうかの確認は複雑な換算等がありますので、ご不明な点がございましたら、お気軽に岡崎労働基準監督署西尾支署(TEL: 0563-57-7161)までお問い合わせください。

また、厚生労働省では、最低賃金引上げに伴って影響を受ける中小企業に対して、業務改善助成金、働き方改革推進支援センターによる支援を行っています。

は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上を図るための制度です。

お問い合わせ先「業務改善助成金コールセンター(TEL: 0120-366-440)

は、社会保険労務士などの専門家が、無料で事業者の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを行うものです。

お問い合わせ先「愛知働き方改革推進支援センター」(TEL: 0120-006-802)

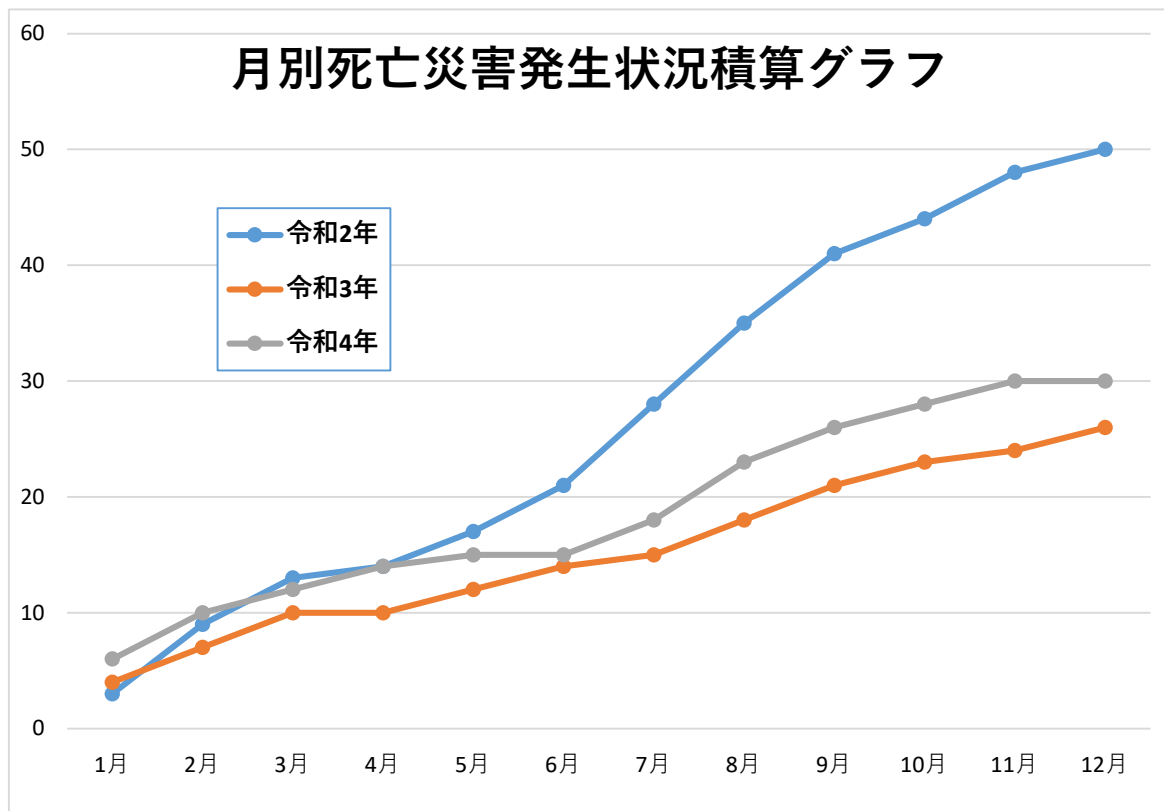
今年度の最低賃金改定は、全国で30~33円の引き上げとなり、事業者様へのご負担も大きいかと思います。上記のような支援制度もご活用いただき、貴社の賃金体系を今一度見直していただくようお願い申し上げます。

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R4.11.11. 2022 13:20	激突され クレーン	鑄造工場の金枠置き場で金枠の玉掛け作業を行っていたところ、別の作業者が操作するクレーンが被災者の操作していたクレーンに激突し、玉掛け中の金枠が引きずられ、被災者が別の金枠との間にはさまれたもの。
<small>事業場規模</small> 500～999名 <small>業種</small> 輸送用機械等製造業 30代 一般作業員 <small>経験</small> 4年		
R4.11.17. 2022 0:00	墜落・転落 トラック	ダンプトラックを運転中、道の端から約5m下に落下した。
<small>事業場規模</small> 50～99名 <small>業種</small> 鉱業 0代 <small>経験</small> 年		

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和4年12月5日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種 \ 年 別	令和4年速報値	令和3年同時期(速報値)	令和3年確定値
製 造 業	6 (2)	10 (1)	12 (1)
食 料 品 製 造 業		1	1
化 学 工 業		1	1
鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	1 (1)	2	2
金 属 製 品	2	1 (1)	1 (1)
一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	2	2	4
そ の 他	1 (1)	3	3
建 設 業	10	4	5
土 木 工 事 業	2		
建 築 工 事 業	6	4	5
そ の 他	2		
陸 上 貨 物 運 送 事 業	3	1 (1)	1 (1)
商 業	1	2 (2)	2 (2)
卸 売 業	1		
小 売 業		2 (2)	2 (2)
そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業			
上 記 以 外 の 事 業	10 (4)	5 (1)	6 (1)
合 計	30 (6)	22 (5)	26 (5)



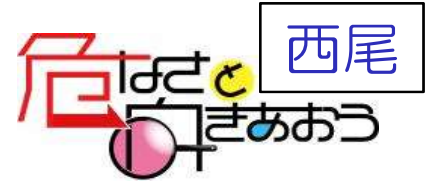
令和4年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和4年11月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和4年	令和3年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡		
製 造 業		66		58		+8	+13.8%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	12		4		+8	+200.0%
	織 維 工 業	4		2		+2	+100.0%
	鉄 鋼 業	13		18		-5	-27.8%
	金 属 製 品	5		2		+3	+150.0%
	一 般 機 械 器 具	7		9		-2	-22.2%
	輸 送 機 械 製 造	7		12		-5	-41.7%
	上 記 以 外 の 製 造 業	18		11		+7	+63.6%
建 設 業		18	1	16		+2	+12.5%
建 設 業	土 木 工 事 業	5		2		+3	+150.0%
	建 築 工 事 業	10	1	11		-1	-9.1%
	そ の 他 の 建 設 業	3		3		0	0.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		9		9		0	0.0%
小 売 業		28		17		+11	+64.7%
小 売 業	新 聞 販 売	2		3		-1	-33.3%
	そ の 他 の 小 売 業	26		14		+12	+85.7%
通 信 業		1		2		-1	-50.0%
社 会 福 祉 施 設		18		8		+10	+125.0%
飲 食 店		5		3		+2	+66.7%
清 掃 ・ と 畜 業		6		7		-1	-14.3%
上 記 以 外 の 事 業		42		23		+19	+82.6%
合 計		193	1	143	0	+51	+35.7%

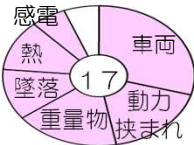
死亡者数は内数

分析 西尾管内から大きな災害をださない



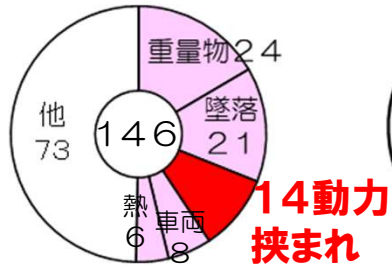
過去 ← → 2022年

過去12年間の死亡災害

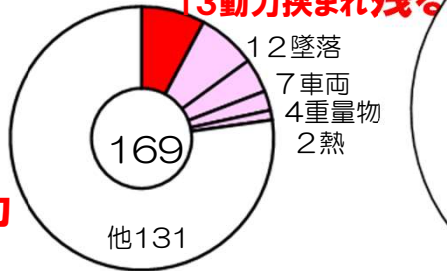


ピンク6要因で94%
*以下STOP6と称す

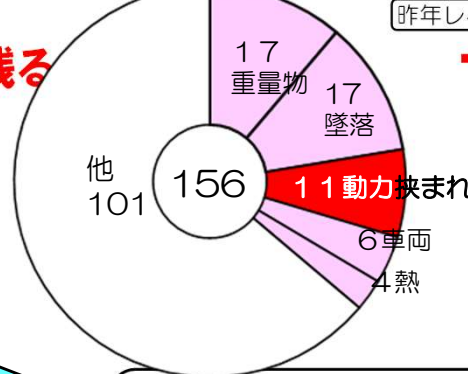
2020年度



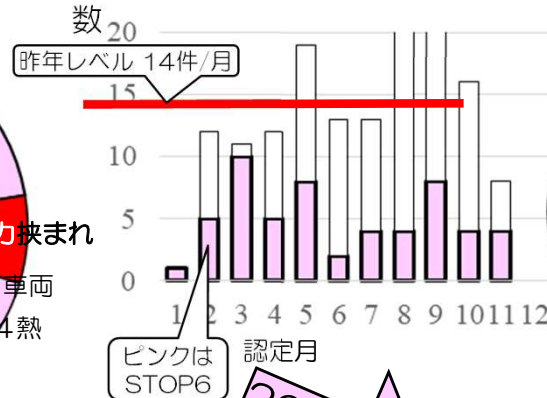
2021年度



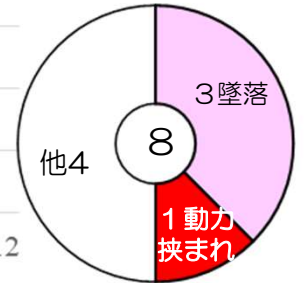
1~11月計
コロナ関連除く



休業災害件数推移



11月単月



◇STOP6 73件 比率50%
◇大きな要因 14件
◇死亡 2件

◇STOP6 38件 比率23%
◇大きな要因 8件
◇死亡 0件

2020比
良い

STOP6 55件 比率先月34⇒35%
大きな要因 4件
死亡 0件 市外業者/発注者は対象外

2021比
悪い

11月単独
STOP6 4件 比率50%
大きな要因 1件
死亡 0件

単月では
他月比悪い

危険源 (1~9月)	※大きな要因から抽出
・脚立 2m	木の枝払い作業中、木があたって脚立が倒れ2m高さから墜落
・4tトラック荷台高さ 2m	積んだ樹木の上に乗る吊り具を外した時樹木が動きバランスを崩す
・作業床 高さ6m	作業とは関係ない高所エリアに侵入し番線固定前の作業床端部を踏み抜く

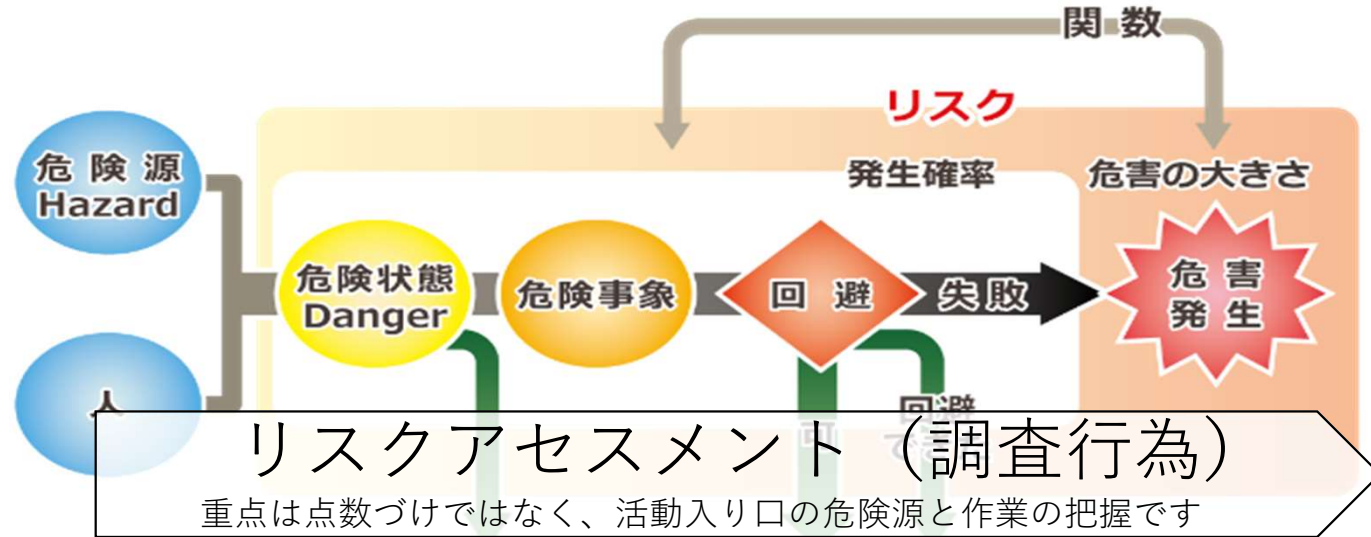
危険源 (2022年11月単月)	大きな要因から抽出
・ビニールハウス上部 高さ××m 明記なし	工具を取りに降りるとき足が滑って頭から落ちる ハーネス/安全带未着用 内規なし

初めて2年連続で 死亡災害ゼロ達成見込み 12月28日時点
ただ5ヶ月連続で発生していなかった大きな災害要因が11月で発生 食品業界での転落
まず高さ2m以上で作業する全箇所を特定 そしてマネジメント・・・で対応ください

考え方は…愛知労働局に示して頂いた方向

論理的に進める…災害は『災害発生シナリオ』に沿って発生するならばその順で調査/想定し説明できるようにしましょう **説明責任を果たす**

災害発生シナリオ



関連施策

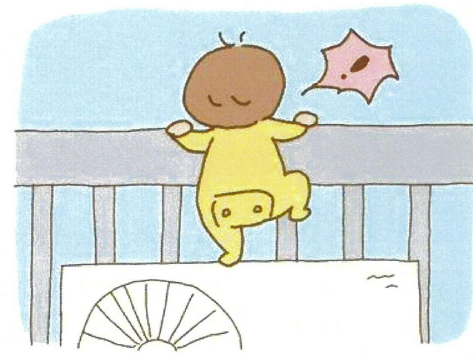
KY
(回避訓練)



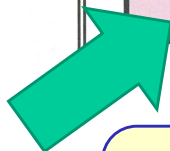
店舗、家庭でも
調べましょう

危険源 程度評価基準

墜落編 墜落した、転落した



危害ひどさ		
2m以上の高さ	1m ≤ h < 2mの高さ	1m未満の高さ
致命	重	軽

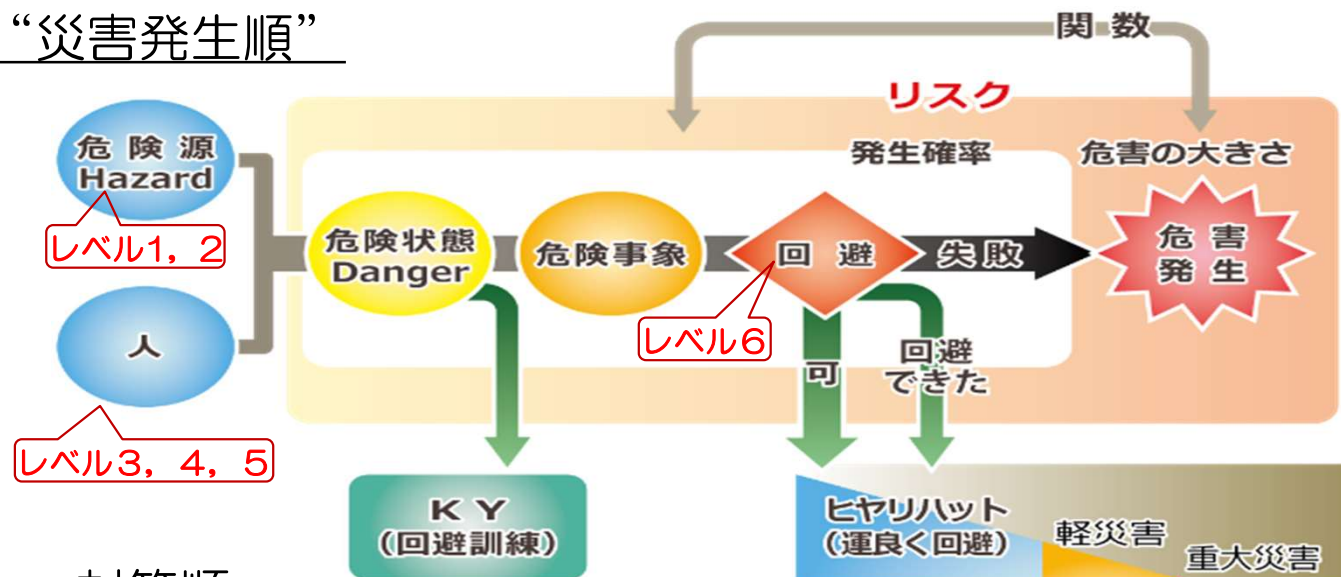


2m以上で 人が立つ 立てるところはどこですか
把握していますか まずは調べましょう

対策順

災害発生順で調査・想定できたら 次は対応できてますか この順番で対策を考えていますか
エネルギーを下げる順番ゆえ 実施レベルに応じて将来の災害レベルが下がる *コストも下がる

“災害発生順”



対策順

レベル

本質安全化

1. 危険源を無くす
2. 危険源エネルギーを下げる
3. 作業を無くす
4. 作業手順を無くす
5. 接近、接触させず (立ち入り禁止措置含む)
6. 回避手段

マネジメント

レベル7

管理項目が多いと監督者は大変
常にレベル1から考えましょう

ただ無くせない場合が多い
その場合はしっかりと
危なさ向き合ひましょう



7. 左記1~5が出来なかったら
管理するしかない

一人ひとりが意識して !!



STOP 6 重災を防ぐ18の鉄則

鉄則で身を守る !!



【Actuator】 動力挟まれ/巻込まれ災害を防ぐ鉄則

【Block heavy objects】 重量物災害を防ぐ鉄則

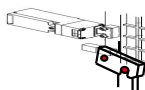
① 災害リスクのある機械は柵・カバーで囲う



② 人は、機内に入る場合『正しく止める』
・ロックアウトで
第三者起動を防止する



③ 機械は、人が止め忘れても『ポカヨケで止まる』ようにする
・止められる設備にする



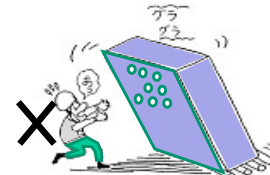
④ 『低く保管、低く搬送』



⑤ 工事計画で転倒、横振れ防止を確認



⑥ 吊り荷、移動中の重量物には近づかない



【Car】 フォークリフト災害を防ぐ鉄則

【Drop】 墜落/転落災害を防ぐ鉄則

⑦ 『歩車分離』



⑧ バック時は毎回後方確認
・シートベルトとヘルメット着用



⑨ 指定経路以外を走行しない



⑩ 高所では『常に安全帯を連結』



⑪ 計画外の作業はしない



⑫ 工事計画で墜落防止を確認



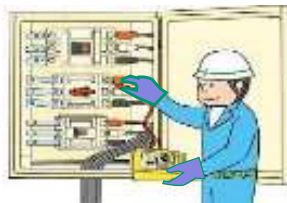
【Electric shock】 感電災害を防ぐ鉄則

【Fire】 熱災害を防ぐ鉄則 - ガス爆発防止 -

⑬ 『電源を遮断し自らロックアウト』



⑭ 自ら検電器で確認



⑮ 絶縁用保護具を着用



⑯ 『着火前にプレパージ』(換気)



⑰ 失火時はガス供給を自動遮断させる



⑱ ガス漏れチェックを行い、発見時は正しく処置





4 <Drop> 墜落/転落災害を防ぐ鉄則

⑩ 高所では「常に安全帯を連結」

<メモ>

高所作業（高さ 2メートル以上の作業）等については、基本的に手すり等の墜落防止措置を行うこととされており、それができない場合に、墜落制止用器具（旧：安全帯）を使用することとされている。

また、その他、粉砕機及び混合機の開口部、高所作業車等の作業を行う場面ごとに、墜落制止用器具の使用が義務付けられている。

ただし、法令上は、基本的に作業においての使用を義務付けており、「常に安全帯を連結」とまでは義務付けていない。

<労働安全衛生規則>

(1) (作業床の設置等)

労働安全衛生規則第 518 条

第 1 項

事業者は、高さが 2メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

第 2 項

事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用

させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(2) (開口部等の囲い等)

労働安全衛生規則第 518 条

第 1 項

事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆_(おお)い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

第 2 項

事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(3) (転落等の危険の防止)

労働安全衛生規則第 142 条

事業者は、粉碎機又は混合機(第 130 条の 5 第 1 項の機械を除く。)の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(4) (要求性能墜落制止用器具等の使用)

労働安全衛生規則第 194 条の 22

事業者は、高所作業車(作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。)を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。

⑪ 計画外の作業はしない

高所作業を行うという理由だけでの工事計画の作成義務がそもそもないため、計画外の作業をしないという規定は存在しない。

⑫ 工事計画で墜落防止を確認

作業前、2 時間おき、場面変化で KY

<メモ>

前述のとおり、高所作業を行うという理由だけでの工事計画の作成義務はない。また、作業前、2 時間おき、場面変化で KY をという規定も存在しない。